

「甲佐町防災情報伝達システム整備工事」に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和6年12月

熊本県甲佐町

「甲佐町防災情報伝達システム整備工事」に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、甲佐町防災情報伝達システム整備工事（以下「本工事」という。）の施工業者の選定にあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施方法について、必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザルの概要

(1) 工事名 甲佐町防災情報伝達システム整備工事

(2) 工事内容 ア実施設計

イ「甲佐町防災情報伝達システム整備工事要求水準書」及び
提案内容から契約締結した業務

ウ整備工事	親局設備	: 1 式
	中継局設備	: 1 式
	再送信子局設備	: 3 式
	遠隔制御装置	: 1 式
	屋外拡声子局	: 1 1 式
	戸別受信機	: 2, 0 0 0 台
	総合防災システム	: 1 式
	映像制御設備	: 1 式

(注) 構成・仕様・数量等は、プロポーザルの提案内容により決定する。

(3) 工事期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 1 0 日まで

(4) 事業費 5 0 2, 5 2 3, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

(注) 事業費を超えない提案であること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (4) 甲佐町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (5) 甲佐町競争入札参加資格者名簿（電気通信工事）に登録されている者であること。
- (6) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に基づき九州管内に事業所（支店・営業所を含む）を構え、電気通信工事業の許可を受けた法人格を有する団体であること。
- (7) 本事業への参加は、1 事業者につき主たる 1 製造業者のみとする（1 事業者につき複数製造業者の重複参加は認めない）。
- (8) 過去 15 年以内（本工事参加資格確認書の提出日から遡って 15 年以内）に、国、都道府県又は他の市町村が発注した電気通信工事で、請負金額が 3 億円以上の 60MHz 帯デジタル防災行政無線設備（ARIB STD-T115）、280MHz 帯デジタル同報無線（ARIB STD-42）、携帯電話網を

活用した情報伝達システム、消防救急デジタル無線及び消防救急通信指令システムのいずれかの整備工事又は納入実績を有すること。

- (9) 市町村デジタル同報通信システム(ARIB STD-115)、280MHz 帯デジタル同報無線(ARIB STD-42)、携帯電話網を活用した情報伝達システムのいずれかの機器製造を行い、その施工が行える者（以下「機器製造メーカ」という）、若しくは機器製造メーカから仕入れ、その施工が行える者であること。
- (10) I SMS（情報セキュリティシステム ISO/IEC Q27001 又は JIS Q27001 に基づく認証）又はプライバシーマークを取得していること。
- (11) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の規定する監理技術者（電気通信工事）の資格を有する者を専任で配置できること。なお、当該配置技術者は、本工事参加資格確認書の提出があった日において、3 箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- (12) 本事業には、単独又は複数の事業者等（特定建設共同企業体）による参加ができるものとする。この場合は代表構成員が上記の参加要件を満たすこととする。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

	内 容	日 時
1	公告	令和 6 年 12 月 19 日（木）
2	一次審査（参加表明書）受付開始	令和 6 年 12 月 19 日（木）9 時から※持参受付
3	質疑受付開始	令和 6 年 12 月 19 日（木）※メール受付
4	質疑受付期限	令和 6 年 12 月 23 日（月）15 時まで
5	質疑回答	令和 6 年 12 月 27 日（金）17 時まで
6	一次審査（参加表明書）受付期限	令和 7 年 1 月 17 日（金）15 時まで
7	一次審査結果通知	令和 7 年 1 月 20 日（月）
8	企画提案書の受付開始	令和 7 年 1 月 20 日（月）
9	企画提案書の受付期限	令和 7 年 1 月 28 日（火）15 時まで
10	二次審査（プレゼン・ヒアリング）	令和 7 年 2 月 6 日（木）
11	二次審査 ※予備日	令和 7 年 2 月 7 日（金）
12	審査結果通知	令和 7 年 2 月 12 日（水）
13	仮契約締結	令和 7 年 2 月中旬
14	本契約締結	議会議決後

※各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

5 質疑受付及び回答

(1) 質疑書の提出

受付は令和 6 年 12 月 23 日（月）15 時までとし、事務局へ電子メールに「様式第 7 号 質疑書」を添付して提出すること（前述以外の方法による質疑は受け付けない）。

- (2) 質疑の回答は、令和 6 年 12 月 27 日（金）17 時までに、甲佐町ホームページにて公表する。なお、質疑回答は、要求水準書等の追加又は修正として取り扱う。

6 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

(1) 参加申込の提出期限

受付は令和7年1月17日（金）15時までに、事務局に持参すること。

(2) 提出書類

	提出書類	備考
ア	参加表明書（様式第1号）	
イ	国税及び地方税の納税証明書 （法人税、消費税及び地方消費税の証明）	
ウ	使用印鑑届、印鑑証明書 （写し可、証明内容が申請時の現状を証明するもの）	
エ	登記簿本又は履歴事項全部証明書 （写し可、本店の所在地を管轄する法務局で発行されるもの）	
オ	誓約書（様式第2号）	
カ	施工実績調書（様式第3号）※添付書類：コリンズ、契約書の写し	
キ	建設業許可証の写し	
ク	経営事項審査結果の写し	
ケ	情報セキュリティマネジメントシステム又は プライバシーマーク登録証の写し	
コ	配置予定技術者調書（様式第4号）	
サ	特定建設共同企業体協定書（様式第8号）	該当者のみ

7 提案

企画提案書は、別紙「甲佐町防災情報伝達システム整備工事プロポーザル評価項目表」の評価項目に沿って作成、提案すること。なお、詳細については、別紙「甲佐町防災情報伝達システム整備工事プロポーザル要求水準書」による。

	提出書類	備考
ア	提案書	様式自由
イ	機能要件回答書	別紙1
ウ	見積書（事業費見積書、10年間の保守・運用費見積書）	様式自由
エ	機器製造メーカーの納入誓約書（様式第5号）	

(1) 提案書作成上の留意点

ア 提案資料は、A4判横書き30枚以内（表紙・目次を除く）で作成し、A4判ファイルに綴じて提出すること。図面などはA3判でも可とする（ただし、A4判に織り込むこととし、A4判2頁分とする）。A4判ファイルには「甲佐町防災情報伝達システム整備工事提案書」及び業者名を記載すること。

イ 提案書の部数は、提案書（正）1部、提案書（副）6部提出すること。

(2) 機能要件回答書の作成

ア 既設防災行政無線との機能比較及び要求水準書との機能比較のため、提示する機能要件回答書様式に従い作成、提出すること。

イ 対応できない機能がある場合はその旨を記載し、代替提案がある場合はその内容を記載すること。

(3) 見積書の作成

ア 事業費見積書は、事業費上限額の範囲で作成すること。見積書の様式は自由とするが、極力詳細に品目を洗い出し、その数量・単価も示すこと。

イ 保守・運用費見積書は、見積書の様式は自由とするが、令和8年度の運用開始から10年間に必要となる全て（保守点検費に加え、定期交換部品、消耗品更新、電波利用料、無線局免許関連、機器更新等）の経費を各年毎及び10年間の費用を記載し提出すること。

(4) 機器製造メーカーの納入誓約書

機器製造メーカーから仕入れ、施工を行う者は、「様式第5号 機器製造メーカーの納入誓約書」を提出すること。

8 参加辞退について

辞退の場合は、参加辞退届（様式第6号）を令和7年1月27日（月）17時までに事務局まで郵送又は持参すること（郵送の場合は、書留等の到達を確認できる方法によること）。なお、参加辞退の場合でも本町が実施する他の案件での入札には一切影響しない。

9 本プロポーザル実施の条件

本プロポーザルに参加表明した者が1者のみでも、参加者のヒアリングを実施し、本町が求める要件を満たした場合は契約締結交渉者とする。

10 審査方法

(1) 一次審査

提出された提案書類に基づき書類審査を行う。

(2) 二次審査（プレゼン・ヒアリング）

提案内容を具体的に説明することを主とし、1者60分（準備10分、説明30分、質疑20分）程度とする。配置予定技術者を含む1者5名以内とする。プレゼン用の機器（プロジェクター及びスクリーン）は当町が準備する。また、パソコン等は参加者で準備すること。

(3) 評価基準

別紙「甲佐町防災情報伝達システム整備工事プロポーザル評価項目表」による。

(4) 審査結果

一次審査を受けた全員に文書により通知する。

二次審査を受けた全員に文書により通知する。

11 契約方法等

(1) 選定された最優秀提案者と契約の締結交渉を行うものとする。選定された最優秀提案者が、契約を辞退又は契約が不調となった場合は、次点者に契約交渉権が与えられるものとする。

(2) 本工事の契約は、議会の議決を要するため、決定後は仮契約を締結し、議会の議決後に本契約となる。

12 留意事項

(1) 参加表明及び提案に要する一切の費用については、参加者負担とする。

- (2) 参加者は業務遂行上、知り得た情報を他人に漏らしてはならない。
- (3) 提出書類の返却はしない。
- (4) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には応じない。
- (5) 審査の段階で提案の虚偽、不正及び違反が認められた者は、直ちに失格とする。
- (6) 本プロポーザルの審査結果に対する異議申立てはできないものとする。
- (7) 本プロポーザルにおいて、要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀提案者の選定を行わないものとする。また、提案者が1者の場合であっても、要求水準を満たす提案であり、各選定委員の評価点の合計が105点以上(150点満点)であれば、その者を最優秀提案者として選定する。
- (8) 本プロポーザルの募集開始日(令和6年12月19日(木))から選定委員会において選考が終了するまでの間、選定委員への接触及び担当課に対する営業活動は禁止する。
- (9) 本実施要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び甲佐町の関係条例・規則等の定めるところによるものとする。

1.3 問い合わせ先

〒861-4696

熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4

甲佐町 暮らし安全推進室

TEL 096-234-1167

Mail kurashi01@kosa.kumamoto.jp

※問い合わせに関しては文書(メール)で行うこと

【別紙】甲佐町防災情報伝達システム整備工事プロポーザル評価項目表

No.	項目	評価基準	配点
1. 施工能力	1-1. 会社概要	本支店（営業所）の所在地、ISO の取組	10
	1-2. 施工実績	同種・類似工事の実績	
	1-3. 配置予定技術者	同種・類似工事の実績、保有資格	
	1-4. 体制	人員配置や地域貢献度	
2. 技術提案	2-1. コンセプト	提案コンセプト・システム概要	80
		2-2. 同報系システム	
	機能性について		
	耐災害性について		
	情報伝達性について		
	2-3. 総合防災システム	操作性について	
		機能性について	
		拡張性について	
	映像制御システム	操作性について	
		機能性について	
拡張性について			
3. 整備計画	スケジュールについて	10	
	既設設備からの切替方法・工程について		
4. 施工品質	品質確保について	5	
5. 保守	保守体制について	15	
	障害対応について		
6. 価格等	事業費	10	
	保守・運用費見積（10年間）		
7. 提案	信頼性・実現性について	20	
合計			150